



《西成区の花「はぎ」と「キッズ」(子ども)を組み合わせた  
子育て情報誌『ハギッス』をよろしく!》

【発行】西成区役所 子育て支援担当

〒557-8501 西成区岸里1-5-20

tel (06)6659-9824

fax (06)6659-9468

【編集協力】わが町にしなり子育てネット

ハギッスは西成区のホームページからご覧になれます。 <http://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/> 【区の広報誌・情報誌】→子育て情報誌ハギッス

\*各施設では、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、マスク着用、消毒、人数制限、予約制など対応しています。対応策の詳細については、各施設の掲載内容や、お問い合わせにて確認していただき、安心してご利用ください。

# 公園ひろば

じかん 10:45~11:30

公園ひろばには、保育園や、つどいの広場スタッフが、月1回でかけています!  
親子で一緒に楽しみませんか?内容は、お方のしみに♪  
申し込みはいりません。ぜひ、あそびに来てください。

雨天時は中止

毎月第2金	たちばなひがし じどうゆうえんち	橘東児童遊園地	3/12 Fri 金、4/9 Fri 金	問合せ ☎06-6633-2965 (わかくさ保育園)
毎月第4火	てんがちやや こうえん	天下茶屋公園	3/23 Tue 火、4/27 Tue 火	問合せ ☎080-9120-5613 (岸里つどいの広場すまいる)
毎月第3火	たまで にし こうえん	玉出西公園	3/16 Tue 火、4/20 Tue 火	問合せ ☎06-4398-5326 (つどいの広場せいり)

豆知識シリーズ ③『子どもの権利条約』子どもの権利条約 12条「意見表明」ってどんなこと? ~乳幼児編~

♡ Part⑩子どもの権利条約でおとなも子どももハッピーに!!! 【リレートーク】♡

\*まもられるけんり さんかするけんり そだつけんり いきるけんり\*

保育園の園庭でFちゃんが泥んこ遊びをしています。保育士が、「ぼちぼちご飯の時間だからお部屋に入らない?」と誘いかけると、「もっと遊びたい!」という答えが返ってきました。さて、どのようにFちゃんに関わったらいいのでしょうか。子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利(意見表明権)をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて十分に考慮されなければいけません。保育士は、子どもの「やりたい」という気持ちを尊重してFちゃんが満足いくまで遊ぶことを優先しました。数日後、同じような場面がありました。するとFちゃんは、自分で気持ちを切り替えてお部屋に入ってきました。Fちゃんは、自分で考えて、決めるという機会を尊重されたことにより活動の切り替えができるようになりました。意見表明権って「自由に意見を言っているんだよ」というのは間違いではないのですが、実はそのような大人の許しがなくても「自由に意見を言うのは、わたし、ぼくの権利だよ」という社会になることで、子どもが自分の人生の主役になって、周囲の人の気持ちも尊重できるようになることにつながります。

大国保育園 園長 西野伸一